

通学路安全運転呼びかけ隊 活動の手引き **指導者用**



目次

1	通学路安全運転呼びかけ隊とは	1
	(1) 設立経緯	1
	(2) 委嘱条件	1
	(3) 任期	1
	(4) 服装	2
	(5) 活動内容	2
	ア 呼びかけ活動	2
	イ 保護誘導活動	2
2	事前準備	3
	(1) 場所の選定	3
	(2) 関係機関との連携	3
	(3) 装備品等の確認	3
3	安全運転呼びかけ活動	4
	(1) 目的	4
	(2) 活動要領	4
	ア 単路(横断路)	4
	イ 交差点	5
	(3) 留意事項	6
4	保護誘導活動	7
	(1) 目的	7
	(2) 活動要領	7
	ア 配置場所	7
	イ 単路(横断路)	8
	ウ 交差点	9
	(3) 横断旗	10

ア	はじめに	10
イ	横断旗の使い方	10
(4)	合図	11
ア	停止の合図	11
イ	注意の合図	11
(5)	活動例(信号機の無い場所)	12
ア	横断前	12
イ	横断開始前	13
ウ	横断開始後	14
エ	横断後	15
(6)	活動例(信号機のある場所)	16
(7)	留意事項	17
5	その他	18
	交通事故が発生した場合	18
6	参考資料	19
(1)	関係法令等	19
(2)	車両の死角	20
(3)	内輪差	21
(4)	停止距離	22
(5)	子供の特性	23
(6)	ボランティア保険概要	24
ア	賠償責任補償	24
イ	傷害補償	24
7	携行品チェックリスト	25
8	メモ	26

「通学路安全運転呼びかけ隊」とは、子供の交通事故を防止するために、都内の各警察署長が委嘱した交通ボランティアの方々です。

(1) 設立経緯

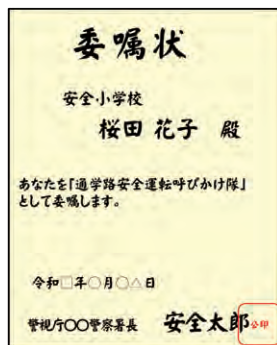
通学路安全運転呼びかけ隊は、平成26年通学路で子供が犠牲になる交通事故が多発したことから、児童の保護者、学校関係者、地域のボランティアなどを隊員とし、通学路において通行車両の運転者に対して安全運転の呼びかけ及び児童の保護誘導活動を行うことにより、子供の交通事故防止を図ることを目的にして、同年11月に北沢警察署管内の小学校学区で初めて設立されました。

(2) 委嘱条件

児童の保護者、小学校関係者、通学路付近に居住する方などで、交通安全意識が高く、真に子供の交通事故防止を願い、保護誘導活動等の交通安全活動を安全かつ適切に実施することができる個人及び団体となります。

(3) 任期

原則としてありません。



(4) 服装

- ・ 指定のパトロールベストを着用し、ハンドプレート等を携行します。
- ・ 明るい色の服装が安全上適切です。
- ・ 動きやすい靴を履きましょう。
- ・ 区市町村等が用意した横断旗があれば、有効に利用しましょう。
- ・ 気温や活動時間に合わせて帽子や防寒着等を着用しましょう。



パトロールベスト



服装の一例

(5) 活動内容

ア 呼びかけ活動

通学路を通行する車両の運転者に対し、ハンドプレート等を活用して注意を促し、安全運転を呼びかけます。

イ 保護誘導活動

通学路において、登下校中の児童に対し、横断時などに誘導したり、児童が横断していることを他の通行車両に示したりするなどして児童の保護活動を行います。

(1) 場所の選定

通学路安全運転呼びかけ隊として活動するにあたっては、事前に学校や警察官と打ち合わせを行い

- ・ 見通しの悪い交差点
- ・ 交通事故が多発している交差点、路線
- ・ 「抜け道」として自動車などの通行量が多い交差点、路線など、子供の交通事故防止に効果的な場所で活動するようにしましょう。

(2) 関係機関との連携

学校や警察署との連絡はこまめにとるようにし、交通事故情勢や、通学路の交通事情のほか、活動に関する情報についてできるだけ新しいものを入手し、活動の効果を高めましょう。

(3) 装備品等の確認

活動の際は通学路安全運転呼びかけ隊ベストやハンドプレートを忘れないようにし、破損や、反射材部分の異常がないか確認しましょう。破損や汚損している場合は、早めに交通課の警察官に申し出てください。

また、必要に応じて次の物などを携行するとよいでしょう。

※25ページ「携行品チェックリスト」も活用してください。

- ・ 携帯電話
緊急時などに連絡するのに役立ちます。
- ・ 筆記用具
活動の際の注意事項や情報などを記録する場合に役立ちます。
- ・ 飲料水、帽子等
活動時の気温が高い場合や、直射日光に当たる場所で活動する際に熱中症などの予防に役立ちます。



3

安全運転呼びかけ活動

(1) 目的

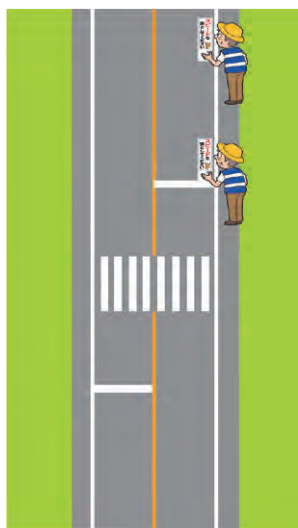
通学路などを通行する車両の運転手等に対してメッセージが書かれたハンドプレートを示すことにより、子供が通行していることなどをお知らせしたり、子供の交通安全に協力していただいたことに対する謝意を示したりすることで、より一層の安全運転に心掛けていただくようにするものです。

(2) 活動要領

ア 単路(横断路)

単路の場合は、通行車両も比較的速度が出ることが多く、「スピードを落としてください」のプレートを使うなど速度抑制を訴えると良いでしょう。

また、路線上に適当な間隔を開けて複数の隊員がプレートを示すことにより運転者の目にとまりやすくなります。

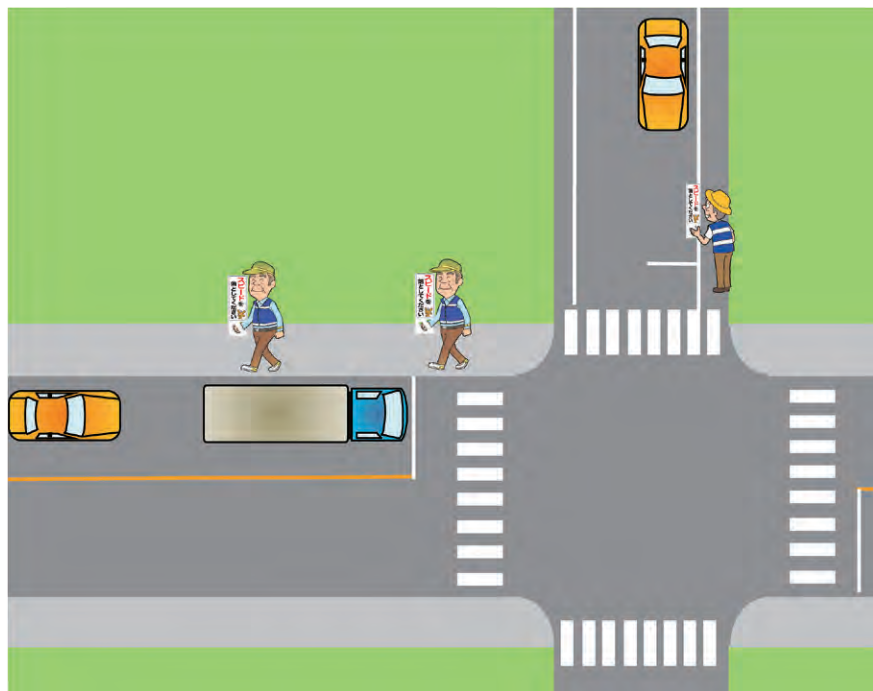


イ 交差点

交差点の場合は、交差点の形状や交通量により効果的に呼びかけが行える場所で行うようにしましょう。

交差点直近では運転者等がプレートの内容に気を取られて安全確認がおろそかになる可能性もあることから、運転者の安全確認に支障の出ない場所を選ぶようにしましょう。

信号機がある場合は、停止線の手前など、運転者の目にとまりやすい場所が効果的で、人数に余裕があるときは、単路の場合と同じように交差点手前から複数の隊員が呼びかけ活動を行うこともより効果的です。



配置の例

(3) 留意事項

- 配置場所は、隊員の安全が確保できる場所であることが重要です。歩道があるところでは必ず歩道の中で行い、歩道のないところでは車道側に出ることなく路側帯の中で行うようにしましょう。
- 配置場所近くにガードレールやポールなど、車両から身を守れるような構造物がある場合は、可能な限りその近くで呼びかけ活動を行いましょ。
- 活動中は車両や児童の動きから目を離さないようにしましょう。車両に背中を向けるのはとても危険です。
- ハンドプレートを示すときは、通行車両や歩行者に接触しないように注意しましょう。特に児童の近くで行うときは自分の視界の中でプレートを動かすようにしましょう。
- 呼びかけ活動を行うときは、できるだけプレートを垂直にし、呼びかけ内容が読み取りやすいようにしましょう。
- プレートは呼びかけのメッセージを運転者等に伝えるものですので、横断旗の代わりに児童や車両の前に差し出したりすると、思わぬ事故のもとになる可能性がありますのでやめましょ。
- 雨天時の活動は両手がふさがってしまうため、傘ではなく雨合羽を着用するようにましょ。

(1) 目的

歩行者に対して、安全に道路を横断することができるように、誘導等の措置をとるとともに、保護活動を通じて歩行者の交通安全行動や運転者等の歩行者優先意識の醸成を図ることを目的としています。

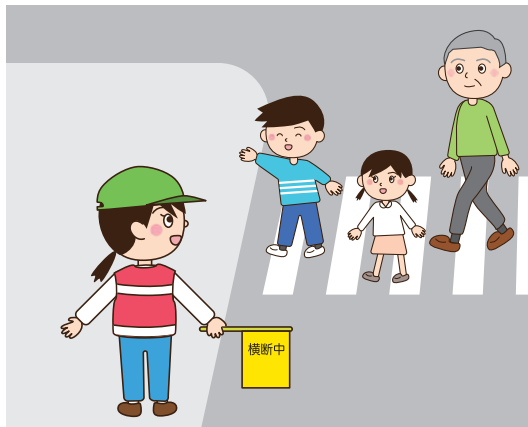
(2) 活動要領

ア 配置場所

歩道のあるところでは車道寄りの歩道上側端、歩道のないときは道路端に立ちましょう。ただし、現場の道路環境により歩道上や道路端で保護誘導活動を行うことが不適当な場合はこの限りではありませんが、道路の中央部には出ないようにしましょう。

歩行者や自転車の通行の妨害になる場所や電柱や看板等で通行車両から見えにくい場所を避けて立ちましょう。

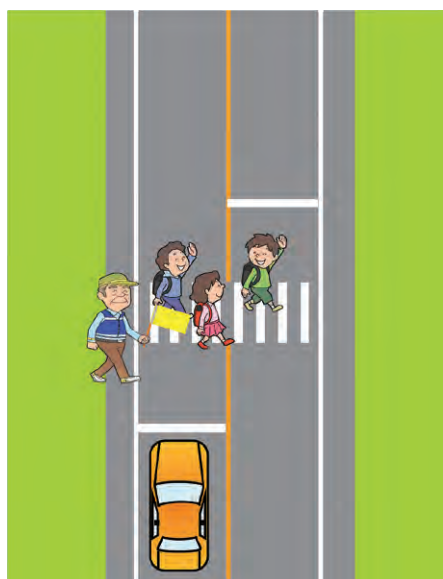
車両から見て停止線の先、横断歩道の手前に立つとよいでしょう。



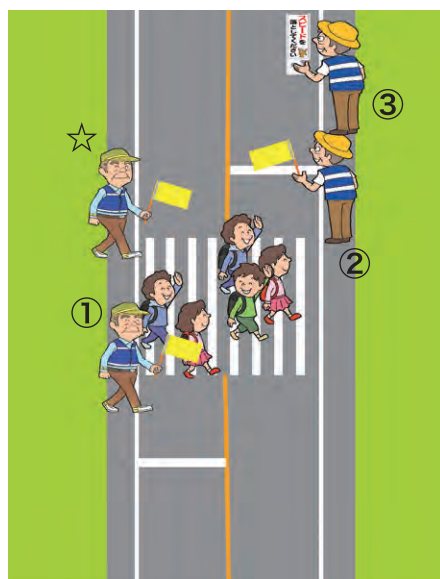
イ 単路(横断路)

一人で実施する場合は児童の通行量や車両の通行量に応じて立つ場所を決めましょう。

立つ人が多い場合は、横断歩道の両端や安全運転呼びかけ活動と組み合わせて行うことも効果的です。



一人で行う場合



複数で行う場合

人数に応じて①～③のように立つとよいでしょう。

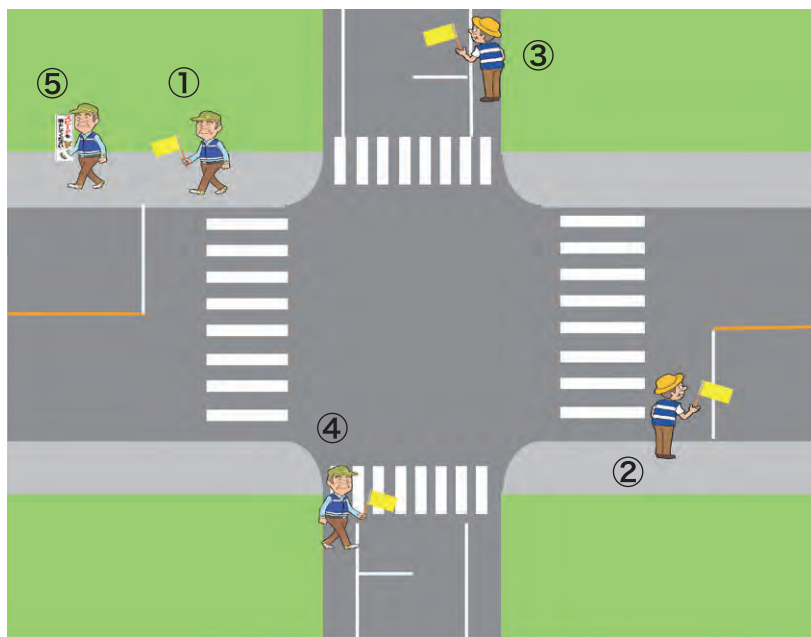
また、立つ人数に余裕があって横断歩道の幅が広いところは☆のように2人で立つことも子供の飛び出し防止に効果的です。

※この図は基本的な例示となりますので、現場の交通状況により適宜変更してください。

ウ 交差点

一人で実施する場合は、児童の通行量や車両の通行量に応じて立つ場所を決めましょう。交通状況によっては活動中も随時位置を変えることも左折車両などとの事故を防ぐために効果的です。

また、立つ人が多い場合は、事前に役割分担を決め、横断歩道の両端や安全運転呼びかけ活動と組み合わせて行うことも効果的です。



人数に応じて①～⑤のように立つとよいでしょう。

※この図は基本的な例示となりますので、現場の交通状況により適宜変更してください。

(3) 横断旗

ア はじめに

保護誘導活動の際は、合図の補助として横断旗を使用すると効果的です。横断旗は様々な大きさのものがあありますが、交通量や使用する人の体格に合わせて旗の大きさや、持ち手の長さを選ぶとよいでしょう。

イ 横断旗の使い方

横断旗は、車両の運転者や児童に対してコミュニケーションをとる手段として使い、運転者には横断を始める（している）ことを、児童には横断してもよい（いけない）といった合図を送るものです。

そのため横断旗で合図を行うときは、大きく、はっきりとした動作でしっかりと合図することが大切です。

合図には

- ・ 停止の合図
- ・ 注意の合図

があります。

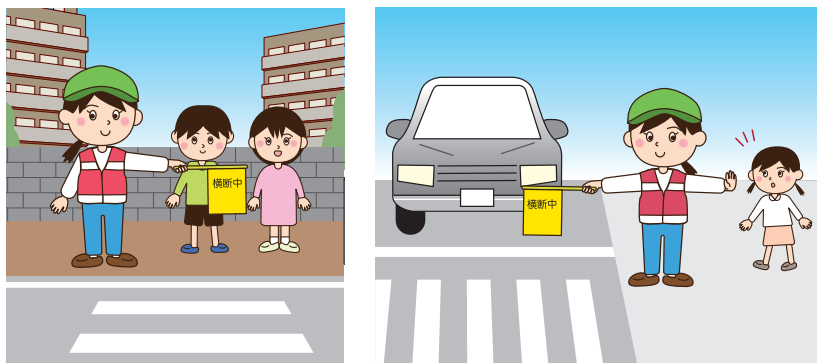
また、同じ場所で複数人で活動する場合は、合図を出す際にバラバラにならないように互いに声を掛け合うなど、統一して合図を出せるようにしましょう。



(4) 合図

ア 停止の合図

横断旗は、停止を求める交通流に対して水平に示すことで意思を示します。



停止の合図

イ 注意の合図

突然旗で停止の合図を示すと運転者や子供が対応できなかったり、子供に旗がぶつかったりしてしまうおそれがありますので、停止の合図の方向を変えるときは一度横断旗を垂直に上げて、周囲に注意を促すようにしましょう。

注意を促すため横断旗を上げているときに子供が飛び出したり、車両が発進したりしないように、横断旗で次の合図をするまで、旗を持っていない手をあらかじめ水平に示すようにしましょう。



注意の合図

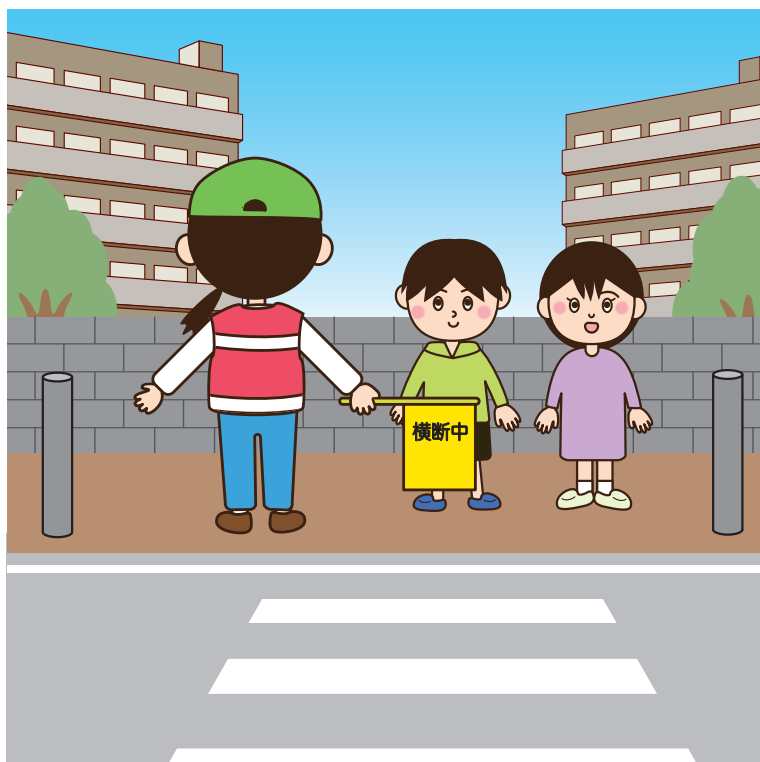
(5) 活動例(信号機の無い場所)

ア 横断前

子供を待たせるときは飛び出しができないように横断旗を水平にして子供の前に差し出します。

子供が車道の直近にいるときは、車道から離れて待つように声をかけましょう。

子供を待たせる場所は、ガードレールやポールなどがある場合は、できるだけその後ろで待たせるようにしましょう。

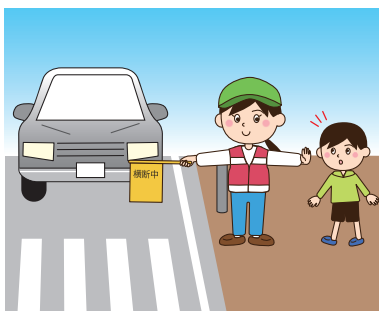


イ 横断開始前

- ① 車両が来ていないか、左右の安全を確認します。
- ② 車両が来ているときは、子供が飛び出さないように旗を持っていないほうの手を子供の前で水平にし、子供が飛び出さないようにした後、注意の合図をします。
- ③ 車両が止まったのを確認してから車両に対して横断旗を水平にして停止の合図をします。
- ④ 再度左右の安全確認をしてから子供たちに対して「右・左・右」をよく見て、手をあげてから横断するように声をかけます。
- ⑤ 旗を持っていないほうの手で子供たちに横断を促しましょう。



- ② 旗を垂直にして
空いた手を水平
にしている



- ③ 旗を水平にして
空いた手を水平
にしている



- ⑤ 旗を水平にして
空いた手で横
断を促している

ウ 横断開始後

横断中も停止している車の脇などから自転車などが来る場合がありますので、子供だけに気を取られないようにしましょう。

子供が横断中も周囲の確認をするように促すとともに、道路の中央付近に来たら左側を確認するように声をかけるとよいでしょう。

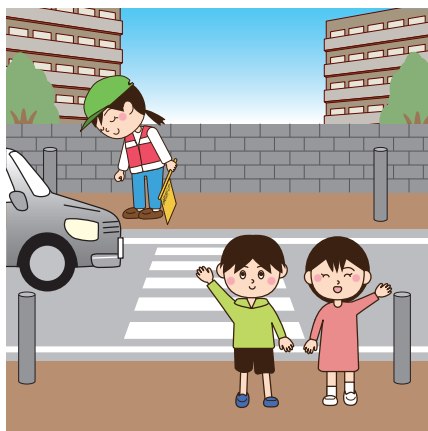


エ 横断後

子どもたちの横断が終わったら、

- ① すぐに横断を始めようとする子供たちがいないことを確認しましょう。
- ② 横断旗を持ち替え、車両にしていた停止の合図から子供に対する停止の合図に切り替えましょう。

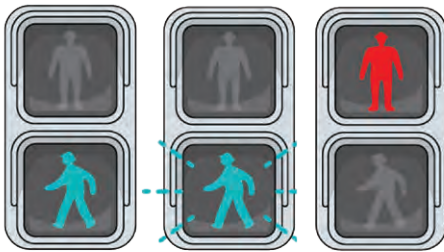
※このとき、運転者に対して会釈などの謝意を示してコミュニケーションを図り、運転者の歩行者保護意識が向上するようにするとよいでしょう。



(6) 活動例(信号機のある場所)

基本的な合図等の動作は信号機の無い場所と変わりませんが、次の点に注意して活動しましょう。

- ・ 信号機のある場所では、信号機に従って合図を行う。
- ・ 車両が来ていないからといって赤信号で絶対に横断させない。
- ・ 子供に対して横断を始める前に信号機を確認し、左右の安全を確認するように声をかける。
- ・ 歩行者用信号機の青色が点滅を始めたら子供の横断を始めさせない。
- ・ 子供たちに横断中も左右から車が来ないか、信号が点滅を始めないか確かめながら渡るように声をかける。



(7) 留意事項

- 自分自身の安全を必ず確保しましょう。万一の事態に備え自らの安全エリアを確保すると良いでしょう。
- 車両は急には止まれません。無理に停止の合図をしないようにしましょう。

※22ページ「停止距離」参照

また、停止させる法的な権限もありません。

- 車両が停止するまで車から目を離してはいけません。
- 大型車が止まった時は、大型車の脇から出てくる自転車などに特に注意しましょう。
- 車両に背を向けないようにしましょう。
- 車両に指示をしないようにしましょう。
- 子供を誘導中も、車から目を離さないようにしましょう。
- 絶対に車両の前に立ちはだかっはいけません。
- 自宅などから活動に向かう途中や帰路でも交通ルールを守り、交通事故に気を付けるようにしましょう。

通学路安全運転呼びかけ隊は、横断する歩行者がいることを運転者に知らせる役として、子供を見守りながら、子供と運転者のパイプ役として活動を行いましょう。

交通事故が発生した場合

活動している場所やその付近で交通事故が発生した場合は

- ・ 負傷者がいる場合は負傷者の救護や119番通報
- ・ 負傷者の安全が確保できたら110番通報

をしましょう。

通報する際は、所番地と目標となる建物や施設を伝えましょう。

わからないときは、交差点の名前のほか近くにある次のものを伝えると警察官の到着がスムーズになります。



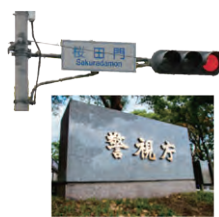
標識の
管理番号



信号機の
管理番号



自動販売機・
電柱・建築物
の住所表示



交差点・近くの
信号機・建物の
名前

110番通報の際には係員が以下のようなことを質問しますので、落ち着いて内容をお話してください。

- ・ 何があったか(事件か事故か)
- ・ 通報の何分前のことか(発生時間)
- ・ 場所(住所や目標となる店舗や建物、階数等)
- ・ 被害や目撃の状況、けが人の有無

などとなります。

交通事故を目撃していた場合、警察官が到着したらその状況を伝えましょう。

(1) 関係法令等

『道路交通法』

第14条第4項

(目が見えない者、幼児、高齢者等の保護)

児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。

～居合わせた者とは～

児童や幼児が通行している場所に現実に居合わせた者のことであり、身分や職業を問わない。

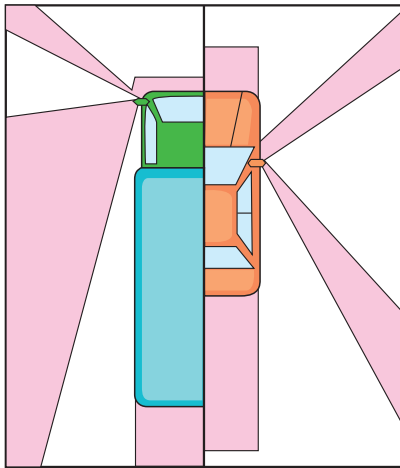
道路交通法は、道路を横断する児童などを大人が積極的に手助けする義務があることを規定しています。

通学路安全運転呼びかけ隊は、進んでその立場になる方々といえます。

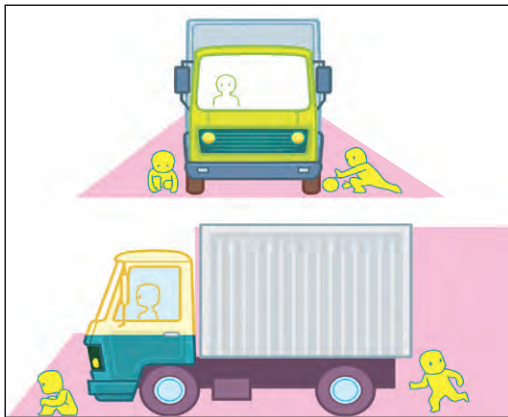


(2) 車両の死角

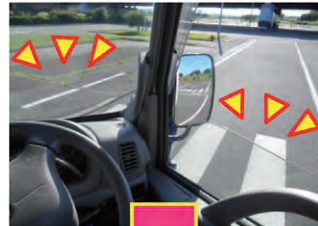
自動車には、「死角」といって運転者から見えない部分があります（車種によって範囲の差があります）。特に、子供は体が小さいので死角により運転者からの発見が遅れる場合があります。また、大型車は乗用車に比べて死角が広くなる傾向にあるので注意をしましょう。



…おおよその死角の範囲



ピラー（屋根の支柱）による死角の例



サイドミラーの死角の例

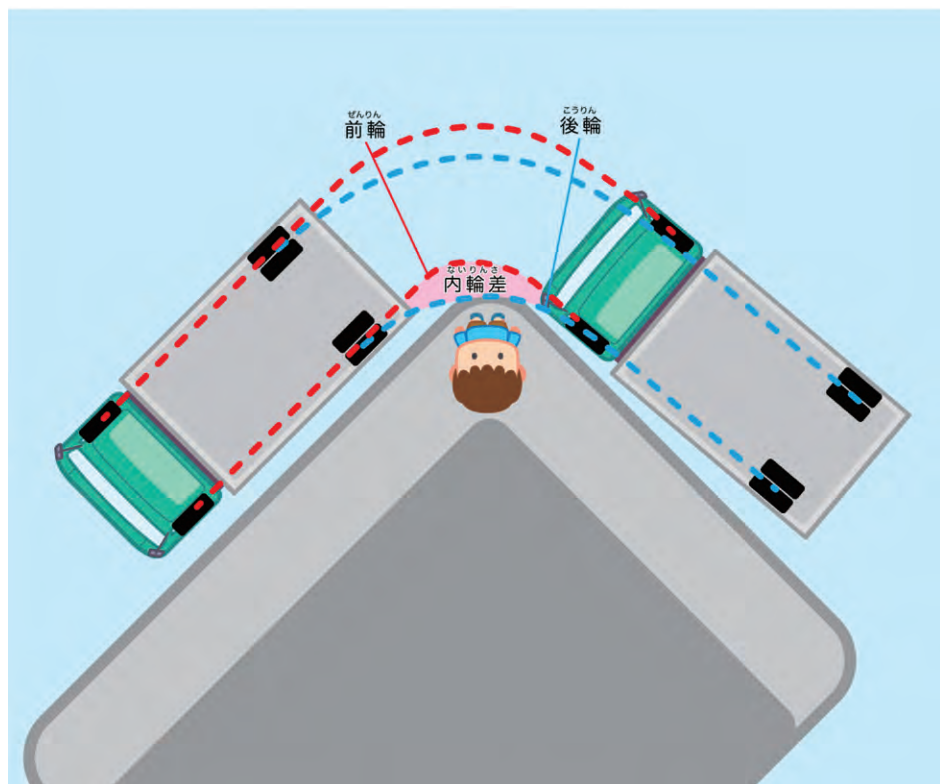


(3) 内輪差

車両が右左折するとき、内側の後輪が内側の前輪の通る場所よりも内側を通ることを内輪差といいます。

特に小さく曲がる左折では、この内輪差によって車両に巻き込まれてしまうことがありますので、交差点で信号待ちをする場合は、車道から離れて待つようにしましょう。

また、内輪差は大型車など車体が長くなると大きくなる傾向がありますので、注意しましょう。



(4) 停止距離

車両は急には止まれません。

車両が停止するには

①運転者が危険等を認知し、ブレーキを踏むまでの「空走距離」
②ブレーキが利き始めて車両が停止するまでの「制動距離」
があり、①と②を合わせて「停止距離」といい、車両の速度により必要な距離が長くなります。

また、雨天や凍結などの路面状況によりさらに必要な距離が長くなる場合があります。

活動中に停止の合図をする場合は、車両が余裕をもって対応できるようにすると良いでしょう。



※ ここで示した距離は、一般的な乗用車の停止距離の目安で、貨物車や二輪車の場合は、この目安よりも停止距離が長くなる場合があります。

また、この停止距離の目安は急ブレーキをかけた場合の停止距離であり、車両が余裕をもって停止するためには、さらに多くの距離が必要となります。

(5) 子供の特性

子供の特性として

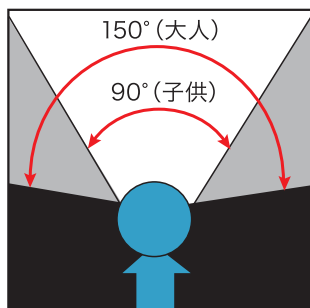
- ・ 1つのものに注意が向くと、周りのものが目に入らなくなる
- ・ 物事を簡単には理解できない
- ・ 抽象的な言葉だけではよく理解できない

といった特性があります。

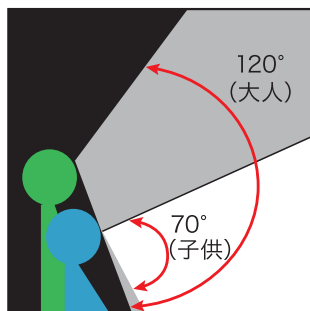
また、一般的に子供は大人に比べて背が低く、目の機能が十分に発達していないため、大人より視野が狭く、大人が見える危険が子供には見えないこともあります。

大人より視野が狭いからこそ、左右の安全確認をするときには、目だけでなく、首をしっかりと向けさせるようにしましょう。

左右の視界



上下の視界



子供の見る景色イメージ



●
目の高さ

大人の見える景色イメージ



(6) ボランティア保険概要

通学路安全運転呼びかけ隊としてボランティア活動を行っている間及び、活動を行うために住居を出発し、住居に到着するまでの間に発生した事故等に適用されます。

ボランティア保険は、賠償責任保障と、傷害補償の内容があります。

ア 賠償責任補償

日本国内において、ボランティア活動中に偶然な事故によって他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して補償します。

※保険金額

限度額 5,000万円

イ 傷害補償

日本国内において、ボランティア活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による怪我に対し、補償します。

※保険金額

死亡・後遺障害 150万円

入院日額 1,500円

通院日額 1,000円

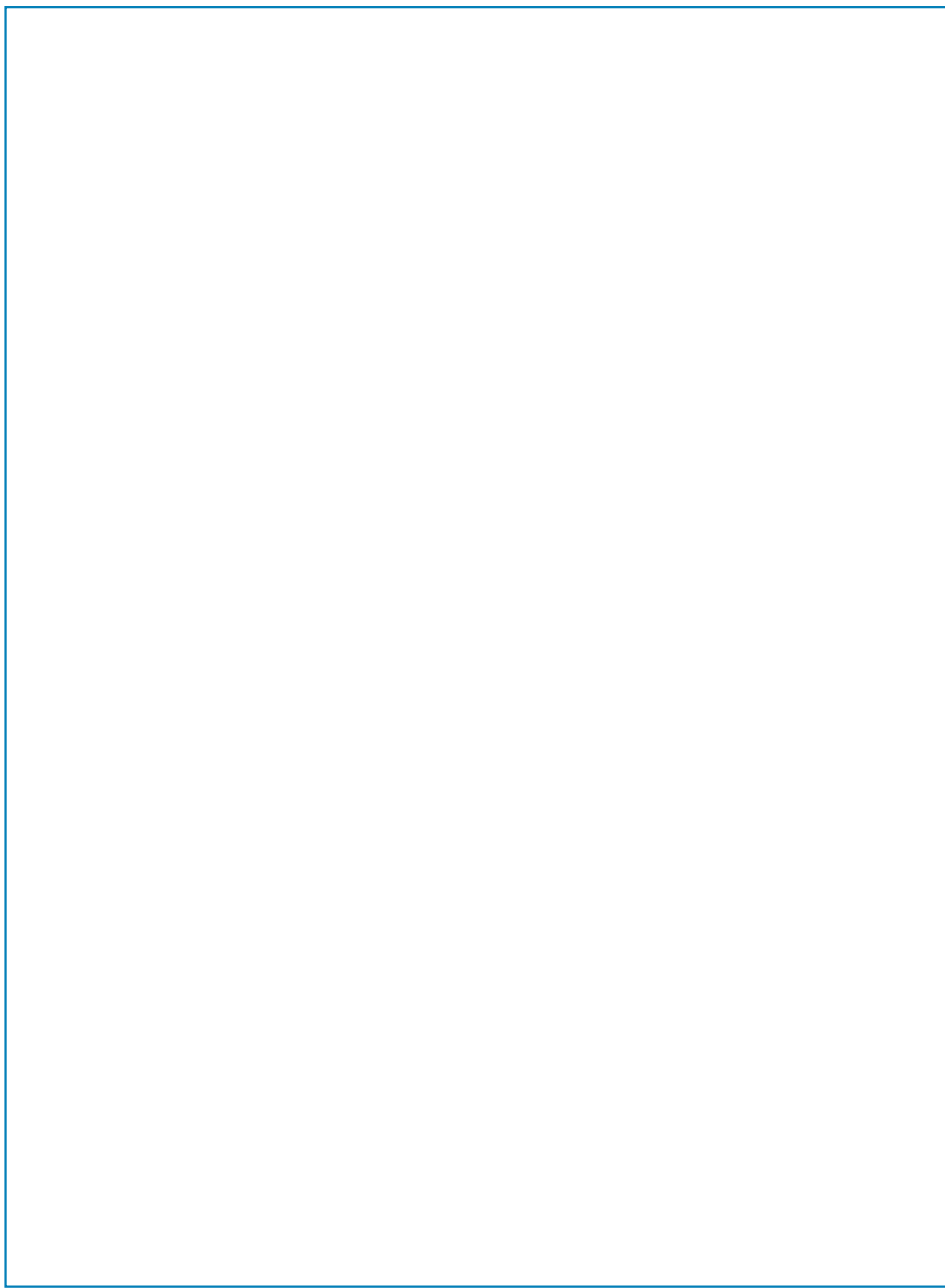


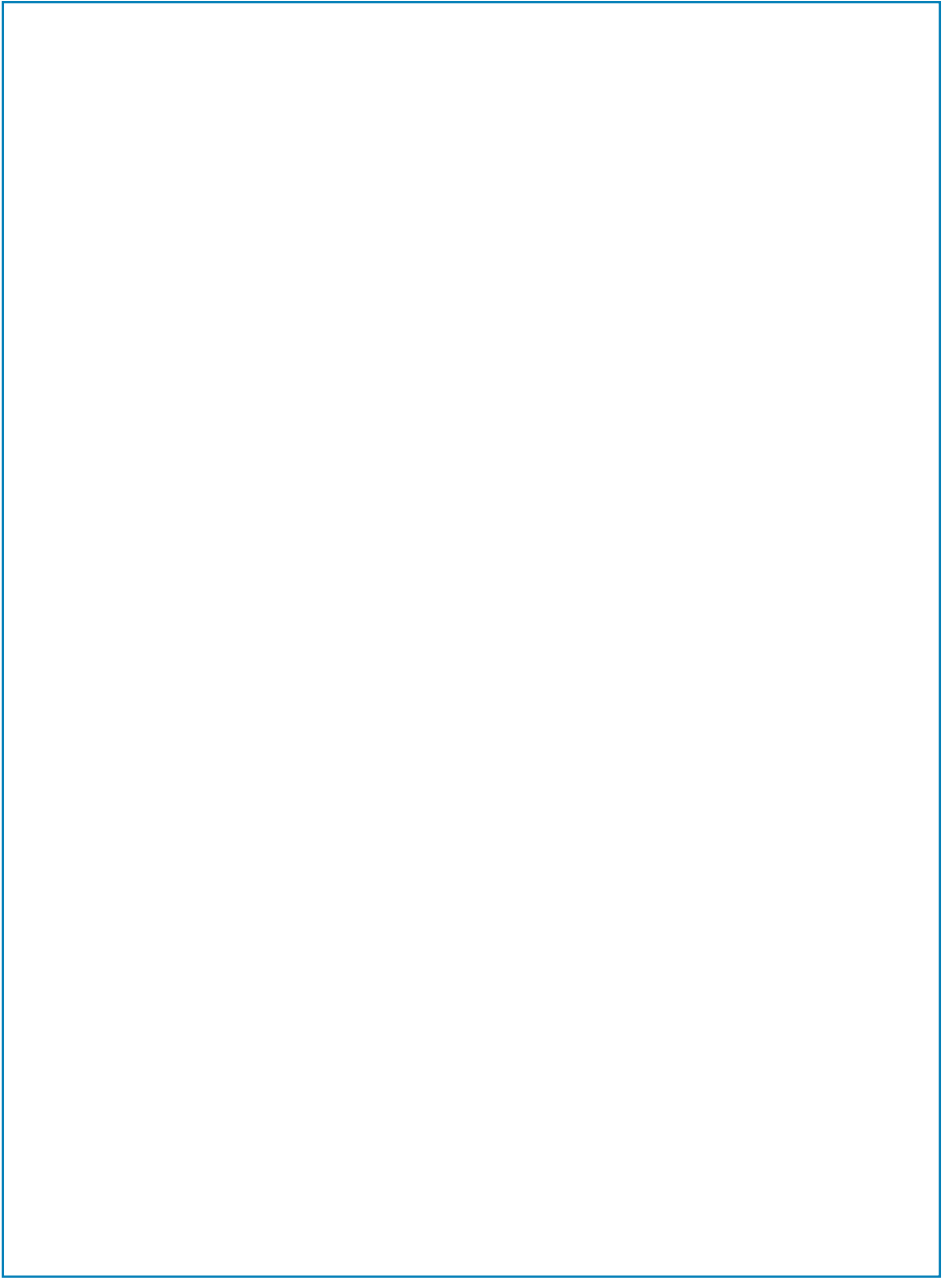
※補償の請求などの手続きについては、委嘱した警察署の交通課交通総務係にお問い合わせください。

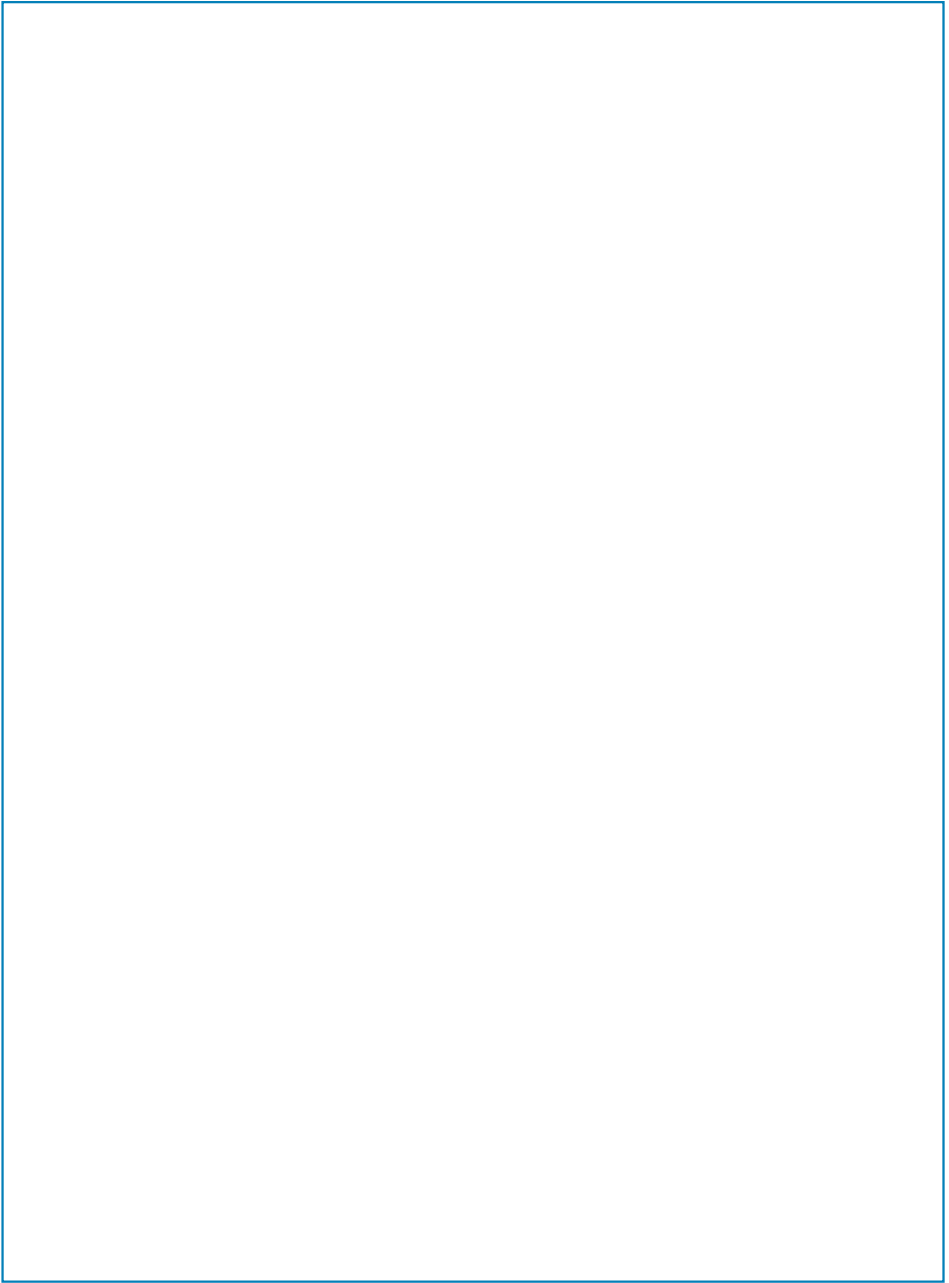
※故意又は重大な過失による結果であるものなど、補償されないものもあります。

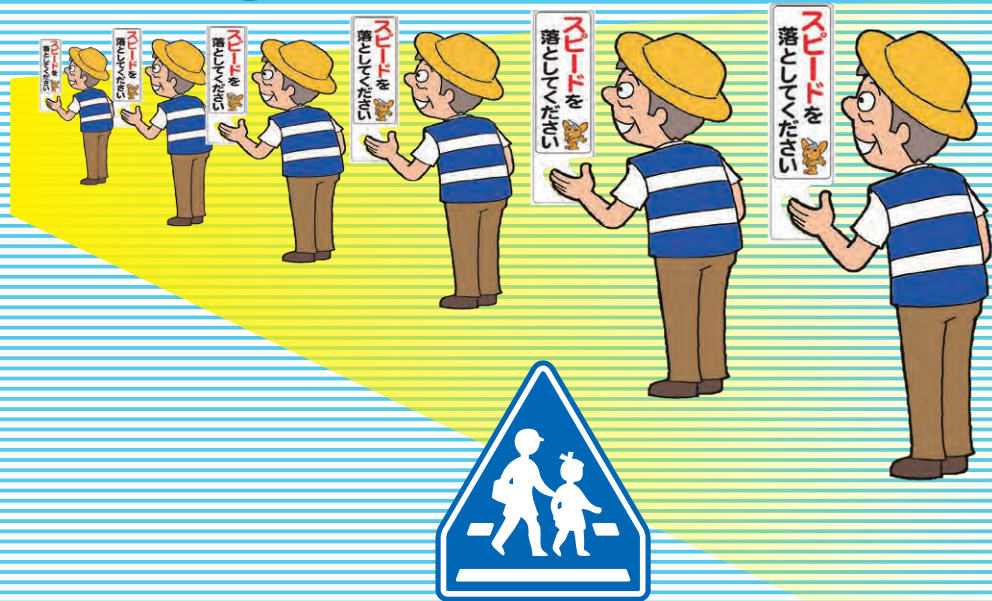
活動前に携行品などのチェックをしましょう。

- 呼びかけ隊パトロールベスト（ブルーまたはピンク）
反射部分が汚れていないか、生地に破れはないか確認しましょう。
- ハンドプレートまたは横断旗
汚れや破損がないか確認しましょう。
- 動きやすい靴
スニーカーなど動きやすい靴で活動しましょう。
- 飲料水、帽子等
活動時の気温が高い場合や、直射日光に当たる場所で活動する際に熱中症などの予防に役立ちます。
また、冬季は気温により防寒着、手袋等を着用するとよいでしょう。
- 携帯電話
緊急時などに連絡するのに役立ちます。学校や警察署など大切な連絡先は事前に登録しておくとい良いでしょう。
- 反射材用品
薄暮時間帯などに活動するときは反射材の付いた靴やタスキなどを着用するとよいでしょう。
- 雨具
雨天の際は、傘ではなく雨合羽を着用しましょう。
- 筆記用具
活動の際の注意事項や情報などを記録したり、引き継いだりする場合に役立ちます。









令和 7 年 3 月発行 第 2 版
警視庁交通部交通総務課